

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に
該当すると認められる地域を記載した書類

平成28年11月

吉見町

第 1 章 都市計画決定権者の名称

1.1 都市計画決定権者の名称及び住所

1.1.1 名称

吉見町

1.1.2 代表者の氏名

吉見町長 新井 保美

1.1.3 所在地

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 411 番地

1.2 事業者の名称及び住所

1.2.1 名称

埼玉中部資源循環組合

(構成：東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、
川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村)

1.2.2 代表者の氏名

管理者 新井 保美

1.2.3 所在地

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 1216 番地 1

第2章 対象事業の目的及び概要

2.1 対象事業の名称

2.1.1 名称

(仮称) 埼玉中部資源循環センター整備事業

2.1.2 種類

廃棄物処理施設の設置 (埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号)

2.1.3 所在地

埼玉県比企郡吉見町大字大串字中山在 2797 番地 1 外

2.2 対象事業の目的

吉見町、東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村の 2 市 5 町 1 村は、これまで 4 つの団体に分かれて可燃ごみ及び粗大ごみの処理を行っていたが、各施設の老朽化による建替え時期に際し、埼玉県ごみ処理広域化計画を踏まえ、平成 25 年 3 月に埼玉中部広域清掃協議会 (現 埼玉中部資源循環組合) を設立した。

同協議会は平成 26 年 3 月に、8 市町村が共同で可燃ごみ及び粗大ごみを処理する「新ごみ処理施設整備構想」を取りまとめ、平成 27 年 4 月には、本事業の実施主体となる埼玉中部資源循環組合 (以下「本組合」という。) を発足させた。同年 12 月には単独で可燃ごみの処理を行っている川島町が本組合に加入し 2 市 6 町 1 村の一部事務組合となり、平成 28 年 7 月、施設規模の見直しも含めた「新ごみ処理施設整備基本計画」を策定し今日に至っている。

本事業計画は、「新ごみ処理施設整備基本計画」をもととした具体的な設計により、適正かつ効率的低コストなごみ処理の実現のみならず、マテリアルリサイクル及びエネルギー回収の推進を図りつつ環境に配慮し地域貢献できる新ごみ処理施設の設置を目的とする。

2.3 対象事業の実施区域

計画地は、埼玉県比企郡吉見町の南東部に位置しており、敷地面積は約 5ha である。

2.4 対象事業の規模

本事業で設置するごみ処理施設の規模は、表 に示すとおりである。

第3章 環境に影響を及ぼす地域

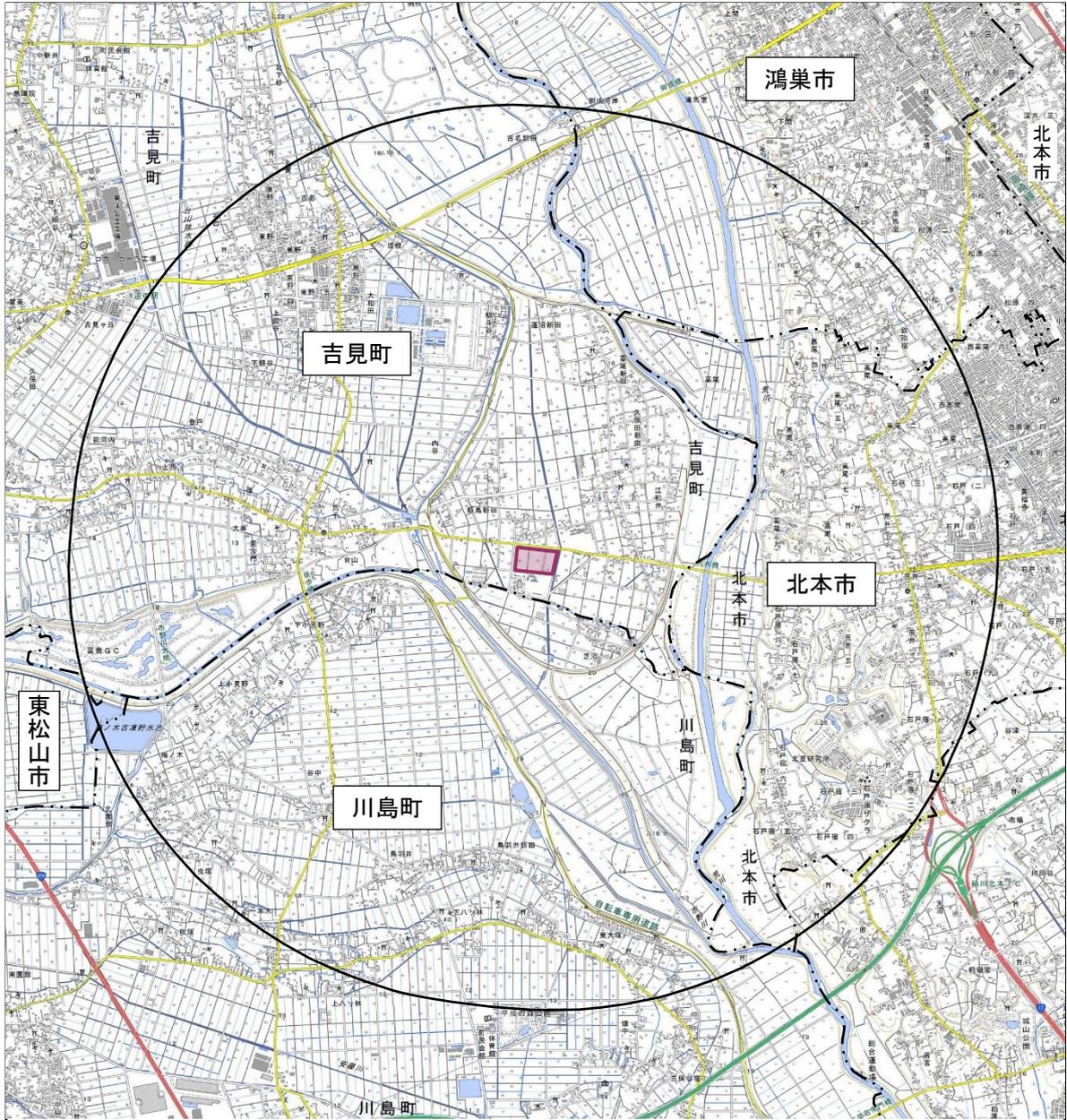
3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3km以内の地域」を基準として設定するものとする。

3.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図3-1に示すとおり、以下の6市の一部が含まれる。

- ・埼玉県 東松山市
- ・埼玉県 鴻巣市
- ・埼玉県 桶川市
- ・埼玉県 北本市
- ・埼玉県 比企郡 川島町
- ・埼玉県 比企郡 吉見町



【凡例】

- 計画地
- 計画地から 3km
- 行政界



図 3-1 環境に影響を及ぼす地域

